

年調の控除(私の気づき)

いつもお世話になっております。

よくテレビでハロウィンの仮装を見かけます。

おどろきそうです♪ 事務所でも気分だけでも…

と、こんなもの飾ったりしています(仮装はしていませんが)

さて、今年も残すところあと2ヶ月。早いもので、また年末調整の時期がきました。

今年の石井修で私が改めて気づいたこと



社保の扶養と、所得税の扶養は別!!

旦那さんの健康保険の扶養にお子さんを入れていても所得税の扶養は、奥さんの方に入れてもよい。

(もちろん、収入がタタ方の方に所得税の扶養控除を付けたほうがいいのですが…)



生命保険料の控除は、旦那さんの名義で掛けていても控除しきれなかったら、奥さんの控除へ回せる。(生計が^たから)

(旦那さん名義で子供の保険を掛けていた場合、(旦那さんの健康保険の扶養だから)旦那さんの年調でしか控除が無理と思っていた。)

お恥しい話ですが、知らないで損していること、であるんだなと思いました。昔、自分の年末調整にミスがあり、修正をしたことにより保育料が変更になったことがあります。(所得税の額により保育料が決定するので)危うく、年間10万円損するところでした。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

納付すべき資料? どう記載したらよい? と悩まれた場合は、ご連絡

いただければと思います。

T 631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所 岩永

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

<http://www.musimaru.com/>

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp